

Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について: Yoder判決とその後の判例動向を手がかりとして

その他のタイトル	Can the religious belief be an indulgence?
著者	大久保 卓治
雑誌名	關西大學法學論集
巻	48
号	5-6
ページ	1126-1175
発行年	1999-03-10
URL	http://hdl.handle.net/10112/00024482

# Home School ム

# 合衆国憲法修正第一条との関連について

──Yoder 判決とその後の判例動向を手がかりとして──

大久保卓治

二、Yoder 判決の概要
1. 事件の概要
2. 判 決
3. 提示されたテスト
2. Yoder 判決に対する傾向
2. Yoder 判決に対する傾向
3. Yoder 判決に対する係向

2. 日本法への示唆1. 残された問題

一、はじめに

りつつあるといってよい。 親がホームスクールを選択することは別段珍しいことではなくなりつつあり、いまや普通の教育の一つの選択肢とな ホームスクールとは、学校に通うことなく、家庭において子どもを教育するシステムをいう。アメリカにおいて、

けるホームスクールに対する親の権利の認識については大きな隔たりがある。 が積極的な意味をもって語られるようになっているように思われる。ただ、その場合、わが国の現状とアメリカにお これにともない、わが国でもホームスクールに対する認識が持たれるようになり、学校に行かない、という選択肢

が、もっとも多いのが、親の宗教的信念に基づく主張であり、合衆国憲法修正第一条を根拠とする。しかし、その場 それらに対する裁判所の判断もまた多様である。親の権利に関する憲法上の根拠については様々なものが考えられる アメリカにおいてはホームスクールを巡るケースは数多く、訴訟の形態も訴えの根拠も多種多様である。と同時に

合でも、多様な判断が見られる。修正第一条を根拠とする場合、そのほとんどはある一つの最高裁判例を引用する。 Yoder 判決で提示された基準にしたがっているのだろうか。そして、それはわが国のホームスクールの議論になん 一九七二年に示された Wisconcsin v. Yoder の最高裁判決がそれである。しかし、その後の下級審などの判例は

わが国における議論の前提として、アメリカにおけるホームスクールの事例を検討しておくことは有益であろう。

らかの示唆を与えることになっていくのだろうか。

ホームスクールに関する事例のうち、特に修正第一条を根拠として、主張された場合 Yoder 判決において

一五三 (一二三七)

Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について

例を修正第一条の議論に限定しつつ論じ、Yoder 判決との関連について分析していくことにする。 点に焦点をあてて論じるものである。そこで、本稿はまず Yoder 判決を概観した後、その後のホームスクールの事 提示されたテストがどのように影響を及ぼしているのか、そこから、なにがしかの方向性が見出し得るのか、という

(1) ニューズウィーク日本版一九九八年一〇月一四日。

### 一、Yoder 判決の概要

親もしくは保護者の権利を侵害していることは明らかである、とし、公立学校の教師のみによる教育を受けさせるこ 子どもを公立学校にのみ通わせようとするオレゴン州法が修正第十四条に反するとされた事例である。同判決にお に対する個人の権利をも含むものであると述べている。その二年後に下された Pierce v. Society of Sisters 事件は、(3) 保障される利益を侵害し違憲であると判断しており、このような利益は単に身体的な制約に留まらず、子どもの成長 なった Meyer v. Nebrska 事件において合衆国最高裁は、そのような禁止は子供の成長に関する親の修正第一四条で 関する事例が少ないわけではない。例えば、教会学校において英語以外の語学を教えることを禁止する州法が問題と て合衆国最高裁は、Meyer 判決に基づき、同州法の通学要件が、監督下にある子どもの成長・教育に係わっている クールの事例のほとんどで、この事件が先例として主張されるからである。本判決以前において親の教育上の権利に Wisconsin v. Yoder 判決がホームスクールに関する事例に与えた影響は大きい。本判決以降に提起されるホームス

を教育し、その将来を監督する者は、高度の義務とともに、子どもに対して特別の義務( additional obligations)を とで子どもを画一化させるような一般的権限を州は有しないと判示し、子どもは単なる州の創造物ではなく、子ども

件では、外国語学校に対し、公立学校との違いを無くすことで、外国語を排除しようとした点が問題とされ、教員の(6) 質、教室で用いられる言語、教育課程、テキストなどに対して規制が加えられた。これに対して、合衆国最高裁はこ 的保護を与え、結果、公立学校への就学義務に対する正当な免除を認めたことになる。Farrington v. Tokushige 事 としての意義は大きい。そこで、以下において本判決の判旨を紹介し、本判決において提示された基準を確認してお あることを明示した。従って、宗教上の理由によって子どもを学校へ通わせるのを止めようとする親にとっては先例 てきたということができる。さらにその上で、Yoder 判決は宗教上の理由によって就学義務を免除され得る場合が する親の権利の侵害になる旨述べられている。これらの判決によって、親の子どもに対する教育上の権利は確立され の選択、裁量を否定し、修正第五条に違反する、と判示している。その中で、このような要件は子どもの教育を監督 のような規制は外国語学校を破壊し、公的機関による管理を認め、教員、テキスト、教育課程などに対する所有者等 準備する権利を有するものである、として同州法を違憲と判断した。この判決によって合衆国最高裁は私立学校に法

#### 1.事件の概要

く必要がある。

私立学校にも、その他同州義務就学法において認められている免除要件にも合致することもなく、子どもを学校に通 いし十五歳になった時点、すなわち、八年間の義務教育が終了した時点で子どもを公立学校に通わせることをやめ、

被上告人である Jonas Yoder らはウィスコンシン州に在住する AMISH であるが、彼等は子どもたちが十四歳な

わせようとしなかったため、義務就学法違反で起訴され、一審では罰金刑が下された。

Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について

一五五 (一一二九)

歳から十六歳までの子どもを監督する者は子どもを、宗教上の休日を除き、子どもが十六歳となる学期の終了まで全 である。ウィスコンシン州の義務教育法によれば、法律上免除されている場合、高校を卒業している場合を除き、七 日制の公立もしくは私立の学校に通わせねばならない旨規定しており、同法に反する場合、五ドル以上五十ドル以下 これに対し、Yoder らは同州義務就学法の適用は修正第一条、修正第十四条に違反するとして争われたのが本件

判事、Stewart 判事が加わっている)、Douglas 判事の一部反対意見が付されている。 なお、本判決には、Stewart 判事の同意意見(Brennan 判事が加わっている)、White 判事の同意意見(Brennan

の罰金もしくは三ケ月以上の禁固刑またはその両方が課せられることになっていた。(8)

ことは、この時期が AMISH の子どもにとっては共同体内の役割を果たすために必要な技術を体得すべき時期であ に通い、学ぶことは AMISH の価値観並びに生活様式に矛盾し、また、そのような環境に子どもを置くことになる であり、それが AMISH の信仰の中心となっており、この宗教的信念と就学とは深く関係しており、強制的に高校 自らを現代社会から隔絶することを求め、農業とそれに関連する活動によって生活し、独自の共同体を形成するもの の宗教的共同体へ参加統合することに対する障壁となり得ることを認めている。AMISH は、物質的な成功を否定し、(9) 教師から学ぶこと、場合によっては AMISH に対して敵対的な教師から学ぶことは AMISH の子どもが、AMISH 本判決文は合衆国最高裁は Burger 首席判事によって書かれたものだが、まず、高校に通わせ、AMISH ではない

るのに対し、その子どもを彼等の共同体から遠ざけることになりかねないことなどが挙げられている。

であると述べる。ただし、このような最重要の責務といえど、私的に行われている(公立学校と)同等の教育を子ど もに提供する親の権利に服する場合があるとし、親が自己の宗教に基づいて子どもを育て、教育する価値はわが国の 市民の教育に対する高度の責務を有することから疑いの余地がないとして、公教育を提供することは州の重要な機能 その上で、Pierce 判決を引用し、基礎的な教育における合理的な規制を課す権限を州が有していることについて、

は比較衡量の手続を避けることはできないとする。 (2) それが修正第一条の宗教活動の自由規定によって保障されるような基本的権利・利益を侵害するような場合において 社会においては高度の地位を占めており、従って、教育における州の利益が、たとえ高い地位を占めると言えども、

益を州が有していることが明らかにされねばならない。(ヨ) 制によって親の宗教的信念の自由を否定することがないか、修正第一条で保障される利益を制限するだけの十分な利 そこで、親の正当な宗教的信念に反してまでもウィスコンシン州が八学年以上の就学義務を課すためには、その規

また、宗教の自由な活動の主張に勝ることができるのは、高度な秩序に関する利益を有する場合のみであり、ゆえ

ものではなく、あくまで憲法上の保護を受けるためには、宗教的信念に基づくものでなければならない。何が宗教的 と生活様式が密接不可分の関係にあるのかどうかを注意する必要がある。しかし、生活様式がいかに有徳かつ賞賛す べきものであっても、それが純粋に世俗的な点に基づくものであれば、教育に対する州の合理的な規制に対抗し得る 就学法違反が宗教的な信念の自由な活動の権利に基づくものであるかどうかを検討する。その際、彼等の宗教的信念 に、義務教育における州の利益が高かろうとも、親の利益を排除するような絶対的なものではない、とし、親の義務

であるかを決定することはきわめてデリケートな問題ではあるが、社会全体が重要な利益を有する行為の問題に関し

えず、宗教というよりは個人的嗜好の問題であって、宗教条項に基づく主張は認められないことになる。 が受け入れている世俗的な価値を拒否することを理由として主張するものであれば、その主張は宗教的なものとは言 て個人的な基準を設けることを許容しているものではない。もし、AMISH がその主張を主観的な評価ないしは多数

この就学義務が彼等の拒む、子どもへの社会の影響という脅威を感じることはなかったはずである。しかし、現在の 教的確信に裏づけられるものである。このことは AMISH にとって宗教が単なる神への信仰に留まらず、生活全て を伴う。義務就学法が、AMISH の信仰をもった子どもの多い地域の学校での初等教育の八年間に限るものであれば、 おける生活様式は何世紀もの間基本的に変化しておらず、社会への順応への圧力に抗してこれを維持することは困難 に浸透し、生活を規律するものであることから明らかである。外との関係を絶つという彼等の教会指導型の共同体に しかしながら、AMISH の伝統的な生活様式は単なる個人的嗜好に基づくものではなく、共同体で共有する深い宗

の宗教的発達と共同体の生活様式への参加を侵害することになる。(ヨ) 中等教育の課程は AMISH の宗教の求める生活様式とは大きく対立を生じせしめる。従って、中等教育を受けるこ とは社会の影響のもとに AMISH の子どもを置くことになり、それは彼等の信仰に反し、また、AMISH の子ども

き起こすか、より AMISH に寛容な地域への移住を余儀なくさせるものである。(ユリ を伴う。十六歳まで AMISH の子どもを学校に通わせようとする義務就学法は、AMISH の共同体と宗教活動の土 教義に反する活動をさせようとする点で、厳しく、不可避なものとなっており、さらに修正第一条が禁ずる類の危険 台を浸食する現実の脅威を伴うものであり、それは彼等が宗教を放棄し、社会に同化せねばならないという事態を引 義務就学法を AMISH に課すことによる彼等の宗教活動へのインパクトは、それが刑事罰をもって彼等の宗教的

しなくとも危機にさらすことになる、という AMISH の主張は妥当である。(エラ) どを考慮すれば、州が八学年以降の義務就学を彼等に課すことは AMISH の宗教的信念に基づく活動の自由を破壊 結局のところ、三百年もの間一貫してきた AMISH の宗教的活動のもつ歴史、彼等の生活全般を規律する信念な

そこで、義務教育のシステムが、AMISH の確立された宗教活動を断念せざるを得ないほどにきわめてやむにやま

AMISH に義務教育の免除を認めることで生じる障害とを比較検討しなければならない。州が義務教育のシステムを れぬものであるかどうかの検討をおこなう。十六歳までの義務教育の要件によって州が促進しようとする利益と、

支持するものとして挙げられるものには二つある。すなわち、ある程度の教育は我々の開かれた政治システムに効果

業共同体における生活のための準備としての教育目的とは別のものである。(26) めの準備として八学年以降に課される一、二年の義務教育の目的と、AMISH の信仰の根本原理となる、独立した農 活を準備する能力の見地から検討されねばならないが、大多数が生活の基盤を置く現代社会において生活していくた が、付加的な一年ないし二年の普通高校への就学に劣ることを示すものはない。教育における価値は子供の将来の生 ることである。しかし、本件の場合、AMISH の子どもに対し、AMISH の長い伝統に支えられた非公式な職業教育 的且つ知的に参加し得る市民となるために必要であること。さらに、個人が社会において自立・自活し得るようにす

年までの普通教育の必要性を認めており、彼等の子どもにとって「理想的な」職業教育を継続しているものである。 共同体からはなれても教育機関が短かったことによる社会での負担が生じることを示すものはない。AMISH は八学 備が為されていないことを理由とする州の主張は、実践的な農業訓練や、自立の習慣を学んだ AMISH の子どもが、

AMISH の子どもが AMISH の共同体を離れることを選択する可能性、そしてその場合、生活のための十分な準

Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について

一五九 (一一三三)

という証明になる。 成功してきているのである。この事自体、八学年以降の義務教育を受けることなく、社会的政治的責任を果たし得る まく機能しており、我が国において二百年もの間独立した、自給自足の共同体として、現代社会において生き残り、 普通教育に代わるものとしての AMISH の選択は、彼等自身が自らに課した社会との関係において、日常的にはう

て義務就学法の要件を免除することは、AMISH の生活様式と外界とを選択する機会を子どもから奪うことで子ども る状況とは異なっており、同判決はその後、本法廷によって修正されており、本件においては、子どもの身体的・精の状況とは異なっており、同判決はその後、本法廷によって修正されており、本件においては、子どもの身体的・精 の最善の利益に反する行動を認めることになるという主張は可能性に留まり、このような問題は全ての教会学校にも 神的害悪の生ずる問題ではなく、また、公共の安全・平和・秩序に対する害悪の問題でもない。AMISH の親に対し トリエ(parens patriae)としての州の権限に対する配慮を欠くものと主張する。しかし、本件は Prince 判決におけ 育に対する権利を否定することになり、親の意思とは関係なく、子どもの教育の利益を拡大するためのパレンス・パ 州は AMISH の子どもに対し、八学年以降の教育を免除するということは、AMISH の子どもの中等教

すのが親であるということは議論の余地はないほどに確立されている。(タヒノ 史・伝統は、子どもの成長に関して親の関心を持つという伝統であり、子どもの成長に関する第一次的な役割を果た これに対立する子どもの宗教的将来と教育とを指導監督する親の利益の問題と成り得るのである。 できるとしても、それは、子どもの宗教的な将来に多大な影響を与えることになる。それゆえ、本件は、州の利益と、 場合に、子どもに相談をするということはない。州がパレンス・パトリエに基づき、二年間の義務教育を課すことが 考慮されることだが、AMISH ではない親がその信念に基づき、十四歳から十六までの子どもを教会学校に通わせる 西側市民社会の歴

単なる州の創造物ではなく、子どもを教育し、その将来を監督する者は、高度の義務とともに、子どもに対して特別 決定が子どもの健康・安全に何らかの危険をもたらすのであれば親の権限は制約を受けるであろうが、本件において 親の利益が宗教活動の自由と関係を持つ場合においては、州が修正第一条の保護する利益に対して規制することの妥 良なる市民たる要素が含まれるものであり、子どもの教育に関する親の利益が含まれるのは当然である。このような の義務を理解し、準備する権利を有するものである。ここで言うところの特別の義務には道徳基準、宗教的信念、善(ミロ) 立学校の教師のみによる教育を受けさせることによって画一化する州の一般的権限を排除するものである。子どもは Pierce 判決においては、連邦内の全ての政府機構が基礎とすべき自由に関する基本的理論は、子どもに対して公 州の権限内におけるある種の目的との単なる合理的関連性以上のものが要求されるものである。確かに親の

トリエに基づく州の主張は受け入れがたい。(※) 度の負担を強いられている。他の宗教・宗派では為し得ないほどの、彼等の信仰に対する立証と、州が要求するもの 真摯さと、一般においては妥当とされる法の、彼等に対する執行がもたらす危険関係は明らかであり、AMISH は過 AMISH のもつ三百年もの歴史やアメリカ社会において適応・自給してきた長い歴史に鑑みれば、彼等の宗教的な

は、AMISH の子どもが身体的・精神的に危険に晒されているなどの証明がない。これらのことから、パレンス・パ

課されたものである。本件における判断は州の義務就学法の一般的適用を傷付けるものではなく、又 AMISH のそ を免除することが、どれ程義務教育における州のきわめて強力な利益に対して不利に働くのかを立証することは州に と、AMISH が受け入れてきたものとの間に大きな違いがないということなどを考慮すれば、AMISH に対して義務

の後の農業教育に対する合理的な規制を設ける州の権限を制約するものでもないのである。

3.提示されたテス

修正第十四条の平等保護に関する厳格な審査に類する厳格なテストを用いて、州に重い挙証責任を負わせ、それが立修正第十四条の平等保護に関する厳格な審査に類する厳格なテストを用いて、州に重い挙証責任を負わせ、それが立 証されない場合、就学義務が免除される場合があることを確立したものということができる。 な憲法上保護された親の基本的権利を主張する場合、言論の自由が問題になった事例で適用されるようなテストや、 い手段でなければならないとする衡量テストを採用している。これによって、教育に関して、宗教活動の自由のよう(ミイ) たテスト、すなわち、やむにやまれぬ利益を州が有しており、その規制が目的を達成するためのもっとも制限的でな 親の教育に関する基本的権利と対立する場合、同じく修正第一条が問題となった Sherbert v. Verner 判決で提示され 区別してはならず、私学教育に対する規制を否定し、最後に、Yoder 判決によって、教育分野における州の規制が rington 判決では、親は子どもの教育に係わる権利を有し、それを侵害するがゆえに、州は公立と私立とを意図的に とが確認され、Pierce 判決において、州は親が私学教育を選択することを否定してはならないことが確認され、 が子どもの教育に対する利益を有するがゆえに、州の教育に対するコントロールが絶対的なものではない、というこ 下された合衆国最高裁判決を併せ見れば、次のような歴史的な展開が見てとれる。まず、Meyer 判決において、親 以上のように、合衆国最高裁は、Yoder の主張を全面的に支持する判決を下している。これに Yoder 判決以前に

に参加できるような市民を育てることであり、もう一つは自立・自活できる社会の一員となるための準備である。こ 子どもの教育に関する利益を有することは上記各判決の中で再三述べられてきている。一方これに対する州側の利益 はどのようなものか。Yoder 判決において、合衆国最高裁は、二つの利益を掲げている。一つは開かれた市民社会 Yoder 判決に限らず、上記の各判決においても、その対立利益は教育に対する親の利益と州の利益である。

二についても同様であるが、親が子どもの最善の利益のために行動しないと判断されれば、本件で州が主張したよう 社会の多元性を維持し、州による教条化を防ぐこと、が挙げられよう。いずれの点についても Yoder 判決は支持し(8) ており、普通の中等教育を受けさせることは、共同体の存続を危ぶませかねないと考えている点が挙げられよう。第 訓練を受けるには、もっとも適した時期において子どもを自分の農場で職業訓練を受けさせることが必要であるとし ていると見ることができる。第一については、AMISH の宗教において、AMISH の共同体に参加するために必要な もの最善の利益のために行動するであろうこと、第三に、子どもの発展に対する親のコントロールを保護することは 親は州よりも常に子どもの要求するものに対して敏感であること、第二に、親と子との関係において、親は通常子ど 親こそが子どもの成長教育に関する第一の責任者であることに基づく。この背景として考えられるものは、第一に、 制も絶対的なものではなく、親の権利と対立する場合、親の利益が勝る場合があると同判決では述べている。これは、 ある、と述べている。 どもに対して公立学校の教師のみによる教育を受けさせることによって画一化する州の一般的権限を排除するもので 合衆国最高裁は、Pierce 判決を引用しつつ、連邦内の全ての政府機構が基礎とする自由に関する基本的理論は、子 けであるとし、本件においてはそのような害悪が生じているとは言えないとしている。とりわけ、第三についても、 づく州の規制は、子どもに身体的・精神的危害が生じるか、社会的な安全・秩序・平和に対する危険が生じる場合だ に、パレンス・パトリエとして、州の規制に服さねばならない。しかし、本判決において、パレンス・パトリエに基 の二つの目的に基づき、州は教育に対する規制を加えることが認められることになる。ただし、この目的に基づく規

その結果、AMISH の永きに渡って築き上げてきた伝統と、それが現代社会に受け入れられていることを考慮すれ

一六三 (一一三七)

Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について

ば、義務就学期間の残り二年間を就学せずに、AMISH の共同体に参加するために自己の農場において職業訓練を受 は十分とは言えない、と判示している。 けることは、AMISH の宗教にとっては重要なことであり、これに対して後半の二年間を就学させるための州の利益

ホームスクールを選択しようとする者にとっては極めて大きな意味をもっていると言えるだろう。しかし、宗教を理 Yoder 判決は、宗教を理由とする就学義務の免除を認めたという点からみれば、自己の信ずる宗教を理由として

とってよりよい教育を施す事が可能である、と親が信じているような場合、Yoder 判決の理論は自己の主張をサ ある。逆に言えば、単なる個人的嗜好によって、例えば、公立学校に対する不満、家庭で教育することが子どもに 由とした場合に常に同判決を根拠にホームスクールが認められることになるかは疑問ではある。 理由はいくつかある。第一に、就学義務の拒否を真摯な宗教上の信念に動機付けられる場合に限定していることで

その場合、親はプライバシー権、平等保護などを理由として争うことになろう。第二に、同判決で生じた問題は、義 かなるときでも学校に通わせることを禁止したり、州の設けるいかなる教育上の基準にも従うことを禁止するような な要因となっていると言えるだろう。実際、同意意見を述べている White 判事は、本件は、親の宗教が子どもをい る者に対して同様の判決は下され得るのか。第三に、Yoder 判決では、AMISH の宗教の特質を殊更に強調してい 教育を免除するよう求めていたわけではない。従って、宗教上の理由により、義務就学期間の全てを拒否しようとす 務就学期間の全てではなく、一部(残り二年間)の免除である、という点である。Yoder ら AMISH は全ての義務 ポートしてくれるものになるとは言えない。判決文中にも、個人的嗜好による主張は対象外となる旨述べられている。 教育と宗教教義との関連性についても、宗教自体の歴史・伝統についても、同判決を引き出させた大き

主張であれば、異なった結論になっていたであろう、と述べており、とすれば、そのような歴史・伝統を強調するこ⑸ とのできない宗教や、就学義務の一切を禁止されていると考える宗教によっては Yoder 判決は逆に首を絞めるだけ

のものにもなりかねない。

れが各々の事例において支持され、あるいは否定されたのか、という点について、いくつかの判例を紹介し、検討し そこで、次章において、Yoder 判決がその後のホームスクールに関する判決において、どのように用いられ、

ていくことにする。

- Wisconsin v. Yoder, 406 U.S. 205, 92 S. Ct. 1526, 32 L. Ed. 2d 15 (1972)
- Meyer v. Nebraska, 262 U. S. 390, 43 S. Ct. 625, 67 L. Ed. 1042 (1923).

3

262 US 390, at 399-400.

- 5  $\widehat{4}$ Pierce v. Society of Sisters, 268 U.S. 510, 45 S. Ct. 571, 69 L. Ed. 1070 (1925) Kara T. Burjess, The Constitutionality of Home Education Statutes, 55 UMKC Law Review 69, 72
- 6 Farrington v. Tokushige, 273 U. S. 284 (1927).
- んでいる地域の教育委員会によって免除されている子ども、高等学校の4年間をすでに終了している子どもを挙げている。 義務就学に関する例外として、州法では、学校に通わせる適切な身体的、精神的状況にないとされる子ども、子どもが住

Wis. Stat. § 118. 15 (3) (1969). 92 S. Ct. at 1529 note 2. Wis. Stat. § 118. 15 (1) (a), (5) (1969). Ibid.

- 9 Id. at 1531
- 11

10

Id. at 1532

- 12 Id. at 1533
- Id. at 1534
- Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について

一六五 (一一三九)

一六六 (二一四〇)

- Id. at 1534-35
- 15 Id. at 1535.
- 16 Id. at 1536.
- 17 Id. at 1538.
- S. Ct. 438, 88 L. Ed. 645 (1944) を挙げている。 この点について、パレンス・パトリエに関する権限が与えられたとして州は、Prince v. Massachusetts, 321 U.S. 158, 64
- たものである。 Id. at 1540. 宗教的信念に基づくある行為に対する制約は公共の安全、平和、秩序に対する何らかの実質的脅威に対して主張されてき
- 21 Id. at 1542.

20

Id. at 1541-1542.

- 22
- Texas Tech Law Review 1261, 1274. Michael Knight, Parental Liberties versus The State's Interest in Education: The Case for Allowing Home Education, 18

Sherbert v. Verner, 374 U.S. 398, 83 S. Ct. 1790 (1963).

- James V. Young, Landmark Constitutional Law Decisions (1993), at 342
- 1353-1354. M. Knight, Id. 1275-1276, See also Development in the Law-The Constitution and Family, 93 Harv. L. Rev. 1156,
- Yoder, Id. at 1544.

# 三、州の規制とホームスクール

現在、多くの州において、何らかの形でホームスクールが認められるようになっている。また、その際ホームス

て何らかの資格要件を課すもの、②ホームスクールを受けている子どもに対して、州の定めるテストを受けることを クールが認められるための要件も多様である。これは大きく分けると、⑴ホームスクールを行おうとする家族に対し

課すもの、に大別され、さらに、⑴については、ホームスクールの教員(大低の場合、それは親であるが)に対して、 大学卒業などの資格要件を課すものと、教育の内容に対して、公立学校で教えられている内容を講義するように、又

即ち、学校において(場合によっては公立・私立を問わず、およそ学校という場において)自分の子どもを教育させ もの、第二に世俗的理由に基づくものである。第一の理由は Yoder 事件における親(J. Yoder)の理由に類似する。 はそれに匹敵する教育内容を講義するよう課すもの、あるいはホームスクールを私立学校の要件に含ませるものとに 親がホームスクールを行おうと決断させる要因は、大きく二つのものが考えられる。第一に、宗教的理由に基づく

と考え、よって家庭において教育を受けさせることを選択するもので、多くのホームスクールに関する事例がこれに ることは自己の(親の)宗教的信念に反し許されない、あるいは学校で教育を受けさせることは宗教的な罪である、

学校は、伝統に固執し過ぎ、保守的すぎる、あるいは学校におけるモラルの低下が、親に学校への失望、不信感を抱 の場合、親は学校に対する深い失望、不信に基づき、子どもを学校に通わせることを拒否するのである。すなわち、 該当する。一方、世俗的な理由に基づいて子どもを学校に通わせない場合は、Yoder 事件とは性格を異にする。こ

した Yoder 事件とは異なるため、Yoder 事件のように、修正第一条を理由とすることはできない。従って、別の憲

えホームスクールを実践するのである。世俗的な理由に基づく場合、宗教的な理由に基づいてホームスクールを実践

かせ、その結果学校ではなく家庭で子どもを教育する方が子どもに対しより良い教育を提供することができる、

法上の構成を採らねばならないことになるが、この点については別稿において検討することにする。 関法 第四八巻 第五・六合併号

判決において提示された厳格な審査基準を用いるべきことを主張する。すなわち、州の義務就学法による規制は、 国憲法修正第一条において保障された権利であり、州の規制要件はここで保障される権利を侵害するもので、Yoder ホームスクールを行っている親に対し、自己の宗教的信念に深く基づくホームスクールの実践に課された、過度の負 これら要件の合憲性を問題とするが、その際多くの親は、ホームスクールの権利を、自己の宗教的信念に基づく合衆 宗教的理由に基づいてホームスクールを行っている親が、各州の義務就学法の要件に反したとして起訴された場合、

た厳格な審査基準を用い、ホームスクールを認めるのか,あるいは何らかの理由により、問題となっている事例は 担であり、州の規制は、必要最小限度の規制とは言えず、違憲である、と主張するのである。 Yoder 事件とは性格を異にするという理由により、ホームスクールを認めないのか。以下において、各裁判所が これに対して、各州裁判所もしくは連邦の下級裁判所の判断は多様な姿勢を見せている。Yoder 判決で提示され

法に違反したとされたいくつかの事例を紹介し、判決の理由付けについて明らかにしていくことにする。 Yoder 判決の審査基準をどこに限界付けしているのかを分析するため、宗教上の理由に基づくホームスクールが州

- 1 ホームスクールと修正第一条に関する判例 F. & F. v. Duval County 事件
- フロリダ州に住む上告人は同州義務就学法の規定の適用を受ける子どもであるが、同州法に基づいて保護監督を必

要とする子どもであるとの認定と、裁判所による児童カウンセラーの管理の下におくとする Juvenile Court の判断

要とする子どもであると認定されたのだが、上告人の親は公立学校における人種統合の実践は罪(sinful)であり、 を不服として上告したものである。子どもの親は、当該学年において子どもを学校に通わせなかったため、保護を必

では、七歳から十六歳の子どもはすべて学校に通わねばならないことになっており、保護を要する子どもとは学校に それは彼等の宗教的信念に反する、と考えていたため子どもを学校に通わせなかったものである。同州の義務就学法 通わない子どものことを意味する旨の少年裁判所法の規定があった。なお、就学せねばならない学校とは、公立学校、

私立学校、教会・教派学校、ないし、州法ないし教育委員会規則に定められたすべての要件に合致した私的な教員に

よる家庭での教育が挙げられている。

学校に通っていない子どもとして保護を必要とする子どもに認定することは誤りであると主張するが、裁判所は、親 が宗教学校、ないし家庭の学校として主張する Ida M. Craig Christian Day School とは、教師として認定を受けず、 上告人は、教会・教派学校として、ないし家庭での教育の要件に合致することで、子どもを学校に通わせており、

Church of Jesus Christ の運営による学校であると主張するが、そのような教派は州内において設立されているわけ 州の要件を充たしていない母親だけによる教育が行われているものであり、また、教会学校としては、Covenant

でもないとして、いずれの学校にも該当しないとしてその主張を退けている。

② State v. Shaver 事件

は Bible Baptist Church のメンバーであった。同州義務就学法においては七歳から十六歳までの子どもを持つ親に対 本件上訴人は、ノースダコタ州義務就学法違反により起訴され、一審において有罪とされた親たちであるが、彼等

し、公立学校、承認を得た私立学校もしくは教会系学校への就学義務を課していたが、上訴人らは子どもをこれらの

Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について

等は子どもたちを独自の教派学校へ通わせていたが、この学校では聖書を基にした教育課程が組まれており、そこで 聖書は親に対し、子どもの教育について神の言葉に基づき、聖書の定める内容に反しないよう教育するよう命じてお 定められた学校に通わせず、また、義務就学法に定める就学免除要件にも合致していなかった。彼等の教派によれば、 神の意思に沿って子どもを教育することは、神によって与えられた親の責務であると考えられていた。そこで彼

等に適用することは、合衆国憲法修正第一条の保障する信教の自由に反するとして争ったものである。 いては、州法の適用が個人の宗教的信念に対する侵害となるのかどうか、そして、侵害が生じたとした場合、やむに ノースダコタ州最高裁は、州法の規定がある個人に適用される場合において、修正第一条違反となるかどうかにつ

教える教師は州の認証要件を充たした教員ではなかった。そこで親たちは、義務就学法におけるこのような要件を彼

やまれぬ州政府の利益によって正当化し得るかどうか、という点を考慮せねばならないとして、Shervert 判決、

点については争っておらず、親の宗教的信念についてはこれ以上問題とされていない。(マノ なければならない、と命じており、この目的のために Bible Baptist Church は教会学校を始めたのであり、州もこの の信仰の本質について証拠を照らしてみると、親たちの宗教は、神の言葉にしたがい、聖書に沿って子どもを教育し Yoder 判決を引用する。そして、この審査基準に照らして本件を検討している。そこでまず、本件における親たち

対する侵害を主張する場合、ある規制によって現実に負担を課せられていることを必要としており、その証明は親に が親に与える効果は、Yoder 事件の場合と同じ程度のインパクトを持つとはいえない、としている。信教の自由に 引用しつつ、本件の場合、州の承認を受けていない教会学校に子どもを通わせることに対して課される州の承認要件 では、次に州の規制によって親の宗教的信念に対して不当な負担となっているのかどうか。判決は Yoder 判決を

であり、本件で言えば、教育長の承認を必要とする要件が信教の自由を不当に侵害している、と主張する親である。 ある。すなわち、州の最低限の要件や承認のための基準が宗教活動の自由に対する侵害であることを立証する側は親 しかし、ノースダコタ州において私立・教会系学校が承認を得るには同州法の規定に基づき、教員の認証、同州法に

基づく授業科目、その他州の健康、防災、安全に関する諸法律に従うことが要求されるが、親たちの信仰する宗教は、

もない。彼等の生徒たちは優れた教育を受けており、教員の認証要件が不当である旨主張するが、あらゆる場面にお 受けた教員を使用することに反対することが宗教的信念に深く根付いたものである、ということを明らかにする記録 公立学校教育を禁止する教義を有しているという証拠は提示されていない。また、彼等の学校において、州の認証を 動の自由に対する負担であるということを主張しているため、ここでは州の要件が宗教に基づく活動の自由に対する な何らかの要件に従うことを禁ずるようなものは見あたらない。しかし、親たちが州の承認要件が自分たちの宗教活 信ずる宗派が、義務就学法に基づく承認を受けることに反対していても、彼等の宗教教義に、承認を得るために必要 法律によって定められた教育課程を禁ずる主旨のものであるということを立証する証拠はない。すなわち、親たちの の教育の質を現在のみならず将来にわたって確保しようとするために議会が設けたものである。親たちの宗教教義が いて教育の能力が同等であることを必要とするわけではないが、教員の認証事件は合理的手段であり、全ての子ども

における利益を有することはこれまでの最高裁判例などから明らかであるが、これは絶対的なものではなく、信教の 次に、やむにやまれぬ利益を州は有しているか、目的達成のための最低限の規制を用いているかどうか。州が教育

自由に対する侵害となり得る場合には調整が必要であるが、このような親の権利も州の合理的権限に服さざるを得な

Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について

負担が生じていると仮定しておく、としている。(8)

一七一 (一一四五)

ノースダコタ州も市民が社会において生活していけるよう、十分な教育を確保する利益を有しており、世俗的な

件を正当化する。(9) うな手段には疑問がある。本件において、親の宗教的信念に対する負担は軽微であり、市民の教育を提供する州の利 明らかであり、教会系学校が州の承認を必要とするという要件は、最小限の基準に従わねばならないという州の利益 る、という利益を州は有しているものということができる。学校が州の承認を得るために応じなければならない、す 教育について、私立学校を通じてこのような利益を充足すべきであるのであれば、私立学校が世俗的な教育を実践す 実の危険が引き起こされているとは言えない、として、州の教育における利益を正当化し、その手段としての認証要 益が勝るということができる。州の承認を受けた学校における義務就学は、親たちの宗教団体やその実践に対する現 を確保するものである。学力達成テストでは、私立、教会系学校を監督するには不十分であり、学力達成テストのよ なわち義務就学法に従わねばならない最小限の基準(minimal stsndard)が、親たちの宗教教義を侵害しないことは

関連性、そして、それが義務就学法によって危機に晒されていること、非公立学校で子どもを教育する親の利益は宗 さらに、Yoder 判決を引き合いに出し、Yoder 事件で認められた AMISH の特殊性や、宗教的信念と生活様式の

教的な理由に基づくもので、修正第一条において保障されるべきものである旨の主張に対しては、そのような利益が

の利益を合理的に確保することはできない、として原審を支持している。(エノ 要件は不完全なものであるとしても、この規制がなければ、子どもに対する教育を提供しなければならないという州 州法によって負担を課せられていると仮定しても、いかに上記の正当且つやむにやまれぬ州の利益が不合理に為され てきたかを親たちは立証し得ていない、として一蹴し、私立・教会系学校の承認におけるノースダコタ州の最小限の

## ③ Jernigan v. State 事件

に晒すことになり、それは伝統的なカトリックの信念を破ることになるとの理由から子どもを学校に通わせることを 拒否したものである。なお、同地域においては教会学校は存在していなかった。 の宗教的信念に基づき、Jernigan 夫妻は、子どもを公立学校に通わせることは世俗的で非宗教的な教育の影響の下 には親の責任であり、子どもをカトリックの教育環境の下において育てなければならない、というものであった。こ して起訴された親だが、彼等はカトリック系教派に所属し、その教派における教育理念は、子どもの教育は第一次的 被告人は、十六歳以下の子どもをアラバマ州義務就学法に反して学校に通わせなかったため、同州法に違反したと

与える危険性、八学年以降の子どもになされる職業教育の適正性などを十分に立証している。一方、本件は、宗教上 Yoder 事件とは一線を画している。Yoder 事件においては、AMISH の親は第八学年終了後の残りの義務教育の免 校へ通わせることは親、子どもの神による救済(salvation)を危機に晒すことになり、この危険は、神の救済が 裁判所は Yoder 判決について言及している。同法廷によれば Yoder 事件においては、AMISH の子どもを公立の高 の真摯さが問題にならないほどに認められるとしても、他の点において Yoder 事件とは性格を異にする、 宗教と生活様式との関連性、AMISH の共同体において生きていく上での宗教の重要性、義務就学法の強制が彼等に るには、現代の中等教育は彼等の宗教的信念と対立するものであり、AMISH の親は、彼等の宗教的信念の真摯さ、 り、彼等の生活は宗教的信念と不可避のものであり、AMISH の子どもは一般社会とは隔離された共同体に統合され AMISH 以外の世界と隔離された共同体の生活に於て要求されるのだという AMISH の信仰の中心を為すものであ Yoder 判決に基づく宗教活動の自由による家庭教育を州は認めるべきである、との被告人の主張に対し、州控訴 として

Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について

従うことなく、家庭の教育課程に則って自由に子どもを教育する権利が主張されている。Yoder 事件において最高 るには役だっていた、と指摘している。本件においては、彼等が実践している家庭での教育がそのような義務教育の るようにするための州の利益には余り役だっておらず、むしろ、AMISH の職業教育こそが、彼等の共同体に参加す 裁は、義務教育期間の付加的な残り一~二年が、AMISH の子どもに対し、現代政治システムに参加することができ 除のみを求めており、最初の八年間の初等教育に反対しているわけではない。しかし本件では、州の教育関連法規に

している。 3 代替措置となり得る適切さを有していることを証明することなく、すべての公教育からの免除を求めている。提示さ を否定する判断を示した。また、本件は同時にプライバシー権なども同時に主張されているが、いずれもこれを否定 対して適用されるについて宗教の自由に関するいかなる憲法上の権利も侵害するものではない、として被告人の主張 は明らかである。州の利益と、被告人の主張する宗教上の利益とを比較した場合、アラバマ州義務就学法が被告人に い。一方、州にはその市民に対して教育の責任があり、基本的な教育における合理的な規制を課す権限を有すること とを証明しておらず、公立学校での教育が、彼等の宗教的信念を実質的に侵害しているということも証明されていな ための準備が十分に為されているという証拠もない。また、被告人の生活全般が宗教的信念と不可避なものであるこ 存在していない。AMISH の親とは異なり、本件の場合、家庭での教育が、現代社会において子どもが生活していく れた証拠では、Jernigan の妻が高校を卒業したという事実以上に、子どもを教育する能力があることを示すものは

#### ) Burrow v. State 事件

上告人 Wayne Burrow は、自分の子どもを学校(本件では私立学校)に通わせることを拒否したために、アーカ

子どもに対する保護監督の責任を有する全ての親、保護者その他の者は、子どもを公立、私立、教会いずれかの学校 ンソー州法に反するとして起訴されたが、同法によれば、アーカンソー州内に居住し、七歳から十五歳までの年齢の

とを告知され、猶予の期間が与えられた後、起訴され、事実審において有罪とされ、罰金刑が科されている。これに へ通わせねばならず、この規定に従わない場合、刑罰が科される旨規定されていた。Burrow は同法に反しているこ

由として上告した 告知が為されているとはいえないこと、同法は憲法の保障する宗教活動の自由を侵害するものであること、などを理

対し、同法は何が学校であるのか、という点について定義されておらず、従って禁止されている行為に関して公正に

は子どもを公立、私立、教会学校へ通わせねばならず、この規定に対する共通の理解は、子どもが通わねばならない いるものとして、その条文の明確性については、憲法上の要請を充たしていると言える、と判示し、同法の場合、親 人が、法の意味について推考せねばならない状況ではない場合、禁止されている行為に対する公正な警告が為されて アーカンソー州最高裁は、まず同法が漠然ゆえに無効と言えるかどうかについて検討し、通常の知識を有する一般

通常一般人の理解に基づけば、上告人の教育方法は学校という用語の共通した理解のうちに含まれないことは明らか すると述べている。しかし、上告人の教育課程は彼の子どもに限られており、しかも、教育の場は家庭であって、学 校という用語が一般的に有する公開性を欲しておらず、彼の目的は家庭での教育以上のものを望んでいることから、 組織(institution)を意味しており、原告側証人も、この言葉の概念については組織的な意味での学校の概念と一致

学卒業の資格を有しておらず、州によって認可を受けていないことは明らかである。以上のような状況において、州

である。また、学級を運営する資格を有する教員も存在せず、父親もしくは母親が子どもを教育するが、どちらも大

Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について

一七五 (一一四九)

第四八巻 第五・六合併号

るものということができる、として上告人の主張を退ける。(m) 法の文言は、上告人に対し、家庭での教育課程が、法の意味する学校には該当しないということを適切に告知してい

判決において提示された衡量テストを用いて同法を違憲とすべく主張するが、Yoder 事件において生じた例外的な 次に、上告人が同法は修正第一条に反すると主張する点について検討している。上告人はこの点について、Yoder

AMISH の教育システムによって激しく妨害されているわけでもないことを最高裁も確認している。対して本件の場 派としての三百年もの伝統に裏づけられた、はっきりとした宗教的信念と実践を証明しており、ウィスコンシン州義 考慮が、本件の状況のもとでは欠如している、とする。Yoder 事件においては、AMISH は、一つの確立された宗 務就学法は永きに渡る伝統に損害をもたらすものであった。さらに、利益衡量において、州の教育に対する目的を

上告人は、宗教に基づく教育を行うために子どもを教会学校に通わせることは自由であり、事実そのようにしてきた 的・文化的伝統の立証をなし得ておらず、類似の重度の危害が、特定のグループに対して生じているわけでもない。 合、上告人の宗教的信念が真摯なものであることが疑いの余地がないとしても、Yoder 判決に類するような宗教

⑤ Ellis v. O'hara 事件 原告は親と二家族の子ども、ならびに Families For Home Education (FHE) という組織であるが、彼等はキリス

のであって、この点の主張も受け入れられないとしている。

教育を行おうとする判断は、公立学校の教育が、彼等の宗教的信仰に反する教育、思想、価値観を促進している、と ト教信者で、家庭での教育を行うために、子どもを公立学校に通わせることを中止したものである。家庭で子どもの

いう信念に基づくものであった。そこで彼等は自身の宗教的価値と信仰を子どもに教育するための手段として家庭で

を示すガイドラインが示されていないこと、を理由として掲げている。(ユタ) そこで、親たちはミズーリ州義務就学法が違憲であるとして争ったのが本件である。ミズーリ州では、七歳から十六 て親を起訴する手続きを取った。この場合、制裁措置として最終的に、州は子どもを家族から隔離することができる。 監督し、宗教的信念の自由な行使を保障する修正第一条に反すること、また、同法はいかなる場合に起訴されるのか 通常の開校時間において家庭で提供しなければならない旨定められている。原告は同州法が、子どもの教育的成長を 歳までの子どもを保護、監督する親、保護者、その他の者は、子どもを全日制の公立、私立、教会学校へ通わせるか、 の教育へと切り替えたのであるが、その結果、地方学校区その他による調査を受け、州当局は、教育放棄であるとし もしくは子どもの住む地域の全日制学校の同学年の子どもに与えられる教育と少なくとも実質的に同等である教育を、

題としている。つまり、彼等に要求されているものがどのようなものかについての十分な指針なく、刑事罰を科そう (substantially equivalent) 」という用語を用いているが、この言葉の解釈指針ないし規則が存在しないことをまず問 連邦地方裁判所は、州法は家庭で教育を行おうとする場合の教育レベルの要件として「実質的に同等である

としている、と主張する原告の主張を検討するのである。

そこで、本件の場合、子供の成長に係わり、宗教的、教育的価値を子どもに教えるという、Yoder 判決において認 められた親の憲法上の権利が関係していることから、ミズーリ州義務就学法の漠然性の問題は厳格な審査を必要とす 上保障された権利の行使に影響を与える法律や、刑事罰を伴う法律の場合、より厳格なテストが適用されるとする。 解を有する程に漠然とある行為を命じ、もしくは禁じている場合、その法は漠然ゆえに違憲となる、と判示し、憲法

そこで裁判所は、通常の知識を有する者が、ある法について、その法の意味を推考し、その適用について異なる見

Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について

一七七 (一一五二)

意味を明らかにする規則が存在するわけでもない。仮に刑事罰を伴っていなくとも、上記権利に対して何らかの影響 と述べている。そこで、法の規定を見れば、いずれにおいても「実質的に同等」を定義するところはなく、

第四八巻 第五・六合併号

を与えるものであり、以上の見地によれば、同法の規定は漠然ゆえに無効である、と判断している。(②) State v. Patzer 事件

反を理由として起訴され、有罪とされた親たちであり、同法において規定されている、州の認証を受けた教師ではな

本件の被上告人らは、子どもを学校に通わせず、各家庭で教育しようとした為に、ノース・ダコタ州義務就学法違

取り消されるべきであるとして主張したのが本件であり、複数の類似事件を併合審理したものである。親たちは彼等 てしまい、親の信念よりも、むしろクラスメイトの価値や信念を受け入れてしまいかねないことを恐れていた。社会 の子どもを育てる責務を神によって与えられており、子どもが学校に通うことで、他の子どもと同じように社会化し かった。親たちは、義務就学法を彼等に適用することは、彼等の宗教的信念を侵害し違憲であり、ゆえに有罪判決は

それは社会への同等化に対抗し得るだけの十分発達した状態になってからだと考えていた。なお、 なくなることを意味する。親たちは子どもたちが家庭以外で教育されるべきことはある意味においては評価するが、 同州においては、

化してしまうということは、子どもの魂の救済には不可欠だと親たちが信じている宗教的信仰を獲得することができ

有しているかどうか、という点ではなく、親は、宗教上の理由により、州内の子どもに対して教育を施すすべての者 従って、本件の主たる問題は、州は制度的な教育に対する選択肢としてのホームスクールを全面的に禁止する権限を 教員としての認証を得た親によって教育されるホームスクールについては承認を与えている事例が存在しており、

に課される認証要件を定める州法に従うことなく、家庭で子どもを教育する権利を有するかどうか、という点に限定

るという宗教的信念に対する実質的な負担となっている点である。問題となっている法ないし規則に従うことが、親 すると主張するものではない。本件で主張されているのは、教員資格要件が、親の、子どもを家庭で教育すべきであ 認証を受けた教師としての資格を有していたとしても、そのような資格を必要とすること自体が親の宗教的信念に反 あることを前提とする。次に、州の規制が宗教的信念に対する負担となるものかどうか、その程度について検討する。 くものであるかどうかについて、この点については争いがなく、親たちの行為は真摯な宗教的信念に基づいたもので 判決で呈示されたテストを挙げている。まず、州によって侵害されているとされる行為は、真摯な宗教的信念に基づ 子どもの宗教的発達に関する親の伝統的利益が衝突した場合、次の三点による検討が必要になる、として、Yoder 障される利益を制限するほどの十分な利益を州は有しているかどうかが次に問題とされる。その場合、 負担とのバランスを図ることが求められる程度に、親の宗教的信念に対する負担となっており、信教の自由条項で保 活動を妨害し、または宗教間の差別を意図するものである場合、その負担が間接的なものであると性格付けられると の宗教的信念に対する負担は間接的なものであるといえる。しかし、法の目的ないし効果が宗教の一部ないし全部の の宗教的信念と本質的に合致し得たとしても、それが彼等の宗教的信念に基づく活動を困難ならしめている場合、 しても憲法上許容され得ないものである。本件の場合、間接的負担ではあるが、教員資格要件を課す州の利益と上記 そこで、義務教育に関する法律における州の利益と、修正第一条の宗教活動の自由によって保護される権利利益、 州の教育に対する一般的な監督権限について異議を唱えるものではなく、州法において定められている やむにやまれ

ぬ州の利益のみが宗教活動に対する負担を正当化することが可能であり、州は、より制限的ではない規制手段では上

要求することはやむにやまれぬ利益である、とする。 <sup>(21)</sup> そして、共同体の中で生活していける市民となるべく、子どもに対して適切な教育を施すために最小限の教育基準を 記目的を達成することが不可能であることを立証しなければならない。州の教育における利益は、 して理解され得るし、州の機能の中でも最重要なものとして位置付けられる、として Yoder 判決などを挙げている。 州の重要な機能と

派としての三百年もの歴史を有しており、AMISH の子どもたちは一般社会から隔絶した農業社会へと同化し、中等 立され、有効に機能している独自の職業教育があることを呈示しており、AMISH には自立した生活様式を有する宗 おいて示された要素を基にして衡量する。Yoder 事件においては、AMISH 共同体に参加するための、長い間に確 そこで、宗教的信念に基づく活動と市民に適切な教育を施す州の利益とを利益衡量するにあたり、Yoder 判決に

の要素がなければ Yoder の法廷意見は多数を占めていたとは限らないからである、として White 判事の同意意見を 判決におけるこの付加的な教育に関する比較的小さな州の利益という点については重要であり、というのも、もしこ 事件において合衆国最高裁は、AMISH の子どもが八学年まで公立学校に通っていたこと、AMISH 共同体における ついては、AMISH の主張する宗教活動の自由を制約するほどまでに重要なものではないと判示している。Yoder 職業教育に対し、合理的範囲内において規制を加え得ることを指摘している。さらに、付加的な二年間の義務教育に の義務教育は AMISH の宗教において求められる基本的な生活様式とは鋭く対立するものであった。また、Yoder

本件における親たちが AMISH よりも宗教を真摯に信仰していなかったとする理由は見あたらないが、本件におけ 共同体のメンバーであるというわけではなく、子どもも初等教育における最初の八学年をも終了していない。従って、 引用する。一方本件では、このような例外的状況が存在せず、親たちは社会において自給自足する長い歴史を有する

を画している。 る各証拠を考慮すれば、Yoder の判決が親たちの主張を支持するものとはなり得ない、として、Yoder 判決と一線

多くの州において、硬直した教育資格要件は廃止されてきており、必要最小限の規制とは言えない、と主張している また、親たちは教員資格要件は州の目的を達成させるための最小限の規制とは言えないと主張している。つまり、

あり正当である。従って、子どもが有能な人物によって教育されるという点における州の利益を充足させる為の有効 う点についての保障はある。従って、教員資格要件を公立・私立・家庭の各学校の教員に対して課すことは合理的で あることを保障するものではないが、認証を得ている教師は、有能な教師が有すべき知識に目を向けさせられるとい 州は教育の質について合理的規制を課すことが認められており、教員の認証は、認証を得ている教師が有能な教員で げられている教育の同等性の要件についても、その多くは漠然性の問題が提起されている。Meyer 判決において、 いし、また、教育資格要件もテスト要件も、いずれも目的達成のための完全な手段とは言いがたく、州によっては掲いし、また、教育資格要件もテスト要件も、いずれも目的達成のための完全な手段とは言いがたく。 のである。これに対しては、標準学力テストでは子どもに適切な教育を施す州の利益が十分に達成することができな

上告人である親(Murphy)は、福音主義派のキリスト教信者であり、聖書において、子どもの教育、訓練におい

な手段としては最小限の規制であるということができる、と判示し、有罪判決を支持している。

⑦ Murphy v. State of Ark. 事件

ら十八歳)、彼等は子どもたちを家庭で教育し、聖書に対する彼等の理解に基づく宗教的信念に沿った教育を行って ては、全ての個人的責務を果たすべく命じられているものと信じていた。彼等には、六人の子どもがいたが いた。アーカンソー州法によれば、十六歳までの子どもに教育を行わねばならないことになっていたが、これは子ど (四歳か

一八一 (一一五五)

Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について

もは各学年毎に標準学力テストを受けることが定められていた。もし、このテストにおいて、計画していた程度の学 キュラム、教育スケジュール、教育担当者の資格についての情報を提示することが義務付けられていた。また、子ど 育長宛に家庭で子どもを教育する旨の文書を通知することが求められており、名前、年齢、学年、中心となるカリ カンソー・ホームスクール法が制定されており、同法において、各学年の始まりにおいてそれぞれの地方学校区の教 私立、教会各学校へ通わせるか、あるいは家庭で教育をすることで充足するものであった。同州にはアー

合衆国憲法の保障する宗教の自由な活動の自由、デュープロセス、法の平等保護、プライバシーの各権利を侵害する のテストについては、公立、私立、教会の各学校に通う子どもに対しては課されていない。Murphy は同法の規定は、 力レベルに達していないと判断された場合、子どもは公立、私立、教会各学校へ通わされることもあった。なお、こ

ものであるとして主張している。 ここでは宗教活動の自由に関する判決理由のみを呈示するに留める。Murphy の主張は彼等の宗教的信念によれば、 連邦第八巡回区控訴裁判所は、宗教活動の自由、平等保護、プライバシーの各権利について検討を加えているが、

ているとした場合、政府の行為は、やむにやまれぬ政府の利益を達成するための最小限の規制手段であるかどうかを 政府の行為が、親の真摯なる宗教的信念に対する侵害となっているのかどうか、第二に、このような信念が侵害され 判決に基づき、政府の行為が個人の修正第一条の権利を侵害するものであるかどうかを判断するにあたって、第一に、 どもに対するテストを州の責務としている点が彼等の宗教活動の自由に反する、というものである。そこで Yoder 子どもの教育において、親はあらゆる場面において完全なる責任を有することが求められるが、同州法によれば、子

判断しなければならない、と述べている。

引用する。これらにより、州が市民を適切に教育するやむにやまれぬ利益を有することはいうまでもない、と述べて の教育は、アメリカ社会にとっては常に重要な目的であったのである、として Yoder 判決の他 Brown 判決などを 最初の点について、政府は全ての市民の教育に対するやむにやまれぬ利益を有していると言える、と判示する。市民 有していた場合、同州法の構図は、その目的を達成させるための必要最小限の規制手段と言えるか、という点である。 すなわち、州は全ての子どもの教育に対するやむにやまれぬ利益を有しているのか、そして、やむにやまれぬ利益を しているため、Murphy の信念に関する詳細な検討は行っていない。そこで、二つの点についての検討を行っている。(⑶) 本件の場合、両当事者が州法におけるテスト要件は、親の真摯な宗教的信念を侵害していることについて明らかに

ろ、市民が適切な教育を受けることを確保するための学力テストの執行よりも規制の少ない手段はないと言ってよい、 ている。Murphy は、もし彼等の宗教的信念に対し便宜を図った場合でも、州の利益は確保され得る、ということを 行っている親に対して認可事件を課しているわけではなく、またカリキュラムを定め、それに従うよう要求されてい 州においては教会学校における教師に対して州の認可を要件として課しているが、本件においては、家庭で教育を州においては教会学校における教師に対して州の認可を要件として課しているが、本件においては、家庭で教育を 証明しておらず、親によるテストが、州の教育における利益を確保するほどの保証があるとは言えない。結局のとこ テストなのであり、それすら、全国的に認められた学力テストのリストの中から選択する、広い裁量が親に認められ るわけでもない。家庭で教育を受けている子どもが、適切な教育を受けられることを確保する唯一の方法が標準学力 ホームスクールという選択肢を提供することで、親に子どもの教育に関する広範な責務を認めており、 例えば、他の

つぎに、同州法において定められるテスト要件は目的達成のための最小限の規制手段と言えるのか。そもそも州は

と判示している。

# ® People v. DeJonge 事件

を示すことであって、社会にどのように直面するかではない、と信じていたのである。 を実施していた親が起訴された事例である。一審、控訴審いずれも有罪とされたため、親が上告した。親は二人の子 にキリストを中心とする教育を施すことを望んでおり、教育の主たる目的は生徒に対し、どのように神と直面するか 学校の認定においては、認証を受けた教師による教育がなされることを要件としていた。本件上告人の親は、子ども 十六歳までの子どもを持つ親は公立、もしくは州の認定した非公立系学校に通わせるよう定められていた。非公立系 どもを家庭で教育していたが、それは親の宗教的信念に基づくものであった。一方、同州義務就学法では、六歳から 本件はミシガン州義務就学法に定める、教員資格要件に反してホームスクールを行っていたとしてホームスクール

る。このやむにやまれぬ利益テストは五つの要素から成り立っており、⑴親の信念もしくは信念に基づく行為は真摯 釈されるべきであり、歴史的に、起草者たちは宗教活動の自由の保障を、宗教の自由の本質から求められる政府の積 やまれぬ利益テストを指しており、ミシガン州の教員資格要件もこのテストに基づいて審理されるべきである、とす の権利とともに信教の自由が問題となった場合、厳格な審査が求められる、とし、ここでいう厳格な審査とはやむに 判決において示されたテストを検討している。すなわち、憲法の解釈においては、起草者の意図、理解に基づいて解 教上の自由に対する特別な保護を与えたものである、と述べている。そこで、子どもを教育する親の自由のような他 極的義務であり、単なる政府の寛容の一つとして捉えていたわけではなく、修正第一条における基本的自由として宗 ミシガン州最高裁は、本件の検討に当たって、信教の自由条項の意図する点について検討した後、詳細に Yoder

規制は負担を課すものであるのか、⑷そのような負担はやむにやまれぬ利益によって正当化し得るほどのものか、⑸

なものか、②その信念はもしくは信念に基づく行為は事実上宗教的なものか、③そのような信念、行為に対して州の

州が為し得る、より強制的ではない手段は存在するのか、という点から判断されるとしている。(タイン)

おり、第二の点についても宗教的なものであることを認定している。個人の信仰や信仰に基づく行為の中心にあるも 第一の点については、親の信念が真摯なものであることについて争いはなく、これを否定するものはない、として

ではないということで非難、もしくは無視することはできないとして、宗教的真摯性を認定する。第三に、負担につ 本件の親たちは州の要件にしたがって資格を有する教員による教育は宗教的な罪であると考えており、これを一般的 るのではなく、むしろ、多数によって抑圧されうる宗教的少数者の保護にこそ意義があるとも述べている。従って、 義や信念について証明する必要はないと述べ、さらに、多数によって支持される宗教教義のみが憲法上の保護を受け のを問題とすることは司法権の枠外の問題であり、およそ人は証明しがたいものを信じているのであって、宗教的教

信念を理由に強制、抑圧、苦痛などが生ぜしめられていることの証明があれば、負担を課されていると言うことがで ことで宗教活動に対して刑罰を科すような場合、それは宗教的負担ということができる、とする。要するに、宗教的 い神の法に反するか、神への信仰を維持するために人の法の下で刑罰に服するか、というジレンマを彼らに課すこと 神の命ずるものを侵害する規制とはすなわち宗教に対する州の規制であり、教員資格要件を課すことは、人の法に従 きるが、本件の場合、親は子どもに対し、州の規制なく教育を行うことが神によって命ぜられていると信じており、 いては、政府の行為によって宗教的信念に反するよう強制され、もしくは他の市民が享受し得る権利利益を否定する 親の宗教的信念に対し、直接的かつ重度の負担となっているといえる、と述べている。(※)

Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について

になり、

ており、資格要件を課さずにホームスクールを認めるのが一般化しつつある。これらに加え、各種の調査結果などを(3) ことを立証しきれておらず、さらに DeJonge 家では、教員資格や州の干渉なしで、義務就学法の学術的・市民的目 るために不可欠であることが必要となる。もし、他のより制限的でない手段によって州の主張する利益が達成される 証明していないのである。さらに言えば、他の州においては資格要件はやむにやまれぬものであるとは言えなくなっ 的を達成させており、同家族において、子どもの健康、安全に対する危険が生じていることも認められない。要する のであれば、その義務の免除は認められるべきである。 うことを州が立証しなければならず、資格要件を例外なく課すことが、義務就学法によって求められる教育を確保す る影響について考慮しなければならないが、本件で言えば、教員資格要件の免除が、州の主張する利益を脅かすとい 由が制限される場合の救済となるのであれば、裁判所はその宗教上の理由による免除を認めることが州の利益に与え 教育資格要件を維持するための限定された利益である、と述べている。また、義務の免除が、法律によって宗教の自 るに、州の追求する利益は教育の形態であって、その目的ではないのである、としてやむにやまれぬ利益ではなく、 DeJonge 家が、義務教育の目的をうまく実現していることについて、州は否定していないからである。むしろ、州 不可欠なものかどうかの検討にはいる。確かに州には、市民に適切な教育を提供するという利益を有するが、これは の主張する利益は、単に私立学校に対する教員資格要件であって、義務教育における一般的な目的とは異なる。要す 絶対的なものではなく、本件においては、義務教育の目的達成という利益を確保しているとは言えない。というのも 次に、州の規制はやむにやまれぬ利益によって正当化されるものかどうか、その利益達成のために取られた手段は 州は、資格を有する教員を望んでいるとか、明白且つ現在の危険が子どもの福祉の上で存在するといったことを、 しかし、州は資格要件が州の利益確保のために不可欠である

引用しつつ、教員資格要件にやむにやまれぬ本質があるとは認められない、としている。 (40)

教的信念を有する家族に対して適用することは、修正第一条に反し、違憲であると判断されている。 (4) 述べている。従って、以上のことから同州義務就学法の教員資格要件は、そのような教員を用いることを禁止する宗 宗教的信念にとって何が制限的であり、何がもっとも制限的でないかを判断する最良の判断者であるからである、と れが現行の規制手段よりも制限的であるという主張は認められないからである。それは DeJonge 自身こそが自分の い。というのも、本件の親は子どもの教育の監視の手段として、個別の学力達成テストの利用を申し入れており、こ いずれにせよ、州がやむにやまれぬ利益を有していたとしても、資格要件はその利益にとっては不可欠とは言えな

## 2. Yoder 判決に対する傾向

例としては、Shaver 判決、Jernigan 判決、Burrow 判決、Ellis 判決、Patzer 判決、DeJonge 判決の事例がこれに該 家庭で子どもを教育しようとした親たちが、義務就学法違反を理由として州により起訴されるか、あるいはホームス クールのための要件を充足していないということで、ホームスクールの実施が認められなかった事例である。前者の 以上、ホームスクールに関するいくつかの代表的な事例を挙げてみた。これらはいずれも、親の宗教上の理由から

規制に対する信教の自由の主張とが結合した点に大きな特色を見いだすことができる。そして、州の課す規制に対し、規制に対する信教の自由の主張とが結合した点に大きな特色を見いだすことができる。そして、州の課す規制に対し その理由として親の宗教的信念が挙られている。Yoder 判決は、子どもの教育を管理する親の権利と、 先述のとおり、公立ないし私立学校へ子どもを通わせずに、ホームスクールを選択する親のかなりの事例において、 州の過度な

Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について

一八七 (一一六二)

第四八巻 第五・六合併号

側から求められている。 厳格な審査を必要とする、と述べており、多くのホームスクールに関する事例の場合、このテストを用いるよう、親

しかし、ホームスクールに関する事例のなかで、親の宗教上の理由が認められたものはそれほど多くはない。

ルの実施を主張することはリスクの大きいものと言わざるを得ない。では、各法廷は Yoder 事件と何が異なる、 るのである。従って多くの場合、家庭で教育を行おうとするものにとっては、修正第一条を根拠としてホームスクー においては、Yoder 判決において提示されたテストを用いつつ、その上で各事例が Yoder とは異なることを指摘す の事例でいえば、主張が認められたものとしては DeJonge 判決の事例が挙げられるくらいである。それ以外の事例

Patzer 判決に見られるように、これらの中では、AMISH の宗教としての特殊性が強調されている。すなわち、 この理由として考えられるのは何よりも、Yoder 事件の特殊性にあると考えられる。Burrow 判決、Jernigan 判決、

して親の主張を認めていないのか。

般社会から隔絶された独自の共同体を形成しており、しかもそれが長年にわたり継続している点である。判決文中に

件では最初の八年間の義務教育は終了しており、残りの二年間についての就学義務の免除が求められていた。合衆国 的に比較的浅いものであればその主張が認められないこともある。Patzer 判決はその一例であろう。そして、Yoder は三百年の歴史に言及するものも少なくない。従って、教育と宗教とが密接に関係するような宗教であっても、歴史 就学義務の免除が認められたのは義務教育期間のうち、後半の二年間であるということである。Yoder 事

最高裁は、この点も考慮し、付加的な二年間の義務教育は AMISH の子どもには重要ではない、としてその免除を

的に公的管理の下にある学校における教育そのものを望まないのであり、期間的な免除を求めているものでは無いか いて就学義務が免除されることはないだろう。宗教上の理由によりホームスクールを選択しようとする家族は、基本 従って、Yoder 判決の価値については、幾分制限され、あるいは他の事例と区別されることになるとの(ミロ)

認めているのである。とすれば、この点を強調すれば、およそ殆どすべてのホームスクールには Yoder 判決に基づ

評価がなされることになる。

親の宗教的信念に基づく宗教活動としての子どもの教育に携わる権利とが対立する場合には厳格な利益衡量が要求さ 例に対しては厳格な利益衡量が求められる、ということである。例外的状況における例外的措置の是非の問題として、 するテストにもなりかねないように思われる。すなわち、歴史的確証と免除期間の短さなどの特異な状況下にある事 これほどまでに Yoder 事件の例外性を強調することになれば、Yoder 判決で提示されたテストは、例外的事例に対 理由として、義務教育が免除される場合がある、という法的効果を期待するのであろう。しかし、各事例のように、 判決を引き合いに出すのは、義務教育に対して宗教上の理由による免除が認められたという点にある。修正第一条を 例とは異なることになる。それにもかかわらず、宗教上の理由によりホームスクールを選択する親たちが、Yoder 景に存在していると言えるだろう。その点はホームスクールを実践しようとする個々の親の権利が問題とされる各事 やむにやまれぬ利益テストが用いられる、ということになっているようにも読むことが可能なのである。 の代替としての AMISH の職業訓練が認められるかどうかが争点とされており、AMISH の共同体と州の関係が背 確かに、Yoder 事件自体、ホームスクールそのものに関する事例というわけではない。Yoder 事件は、 州の規制と 就学義務

れるべきことを多数意見は述べた上で、様々な諸状況に照らし就学義務を免除した Yoder 判決に対し、AMISH 以

外の宗教が問題となっている他の事件、たとえば Burrow 判決では、様々な諸状況に照らし Yoder の事例とは異な るがゆえに厳格なテストを用いない、とするように読むことのできる判決も見られるのである。では、Yoder 判決 において提示されたテストに基づいて審理された場合、どの点において Yoder 事件と異なる、とされているのか。

Yoder 判決で提示されたやむにやまれぬ利益テストに照らし合わせてみる。

## 3.Yoder テストに関する各事例の分析

その主張が宗教に基づくものではなく、個人的な嗜好と判断されたものであり、特殊な事例と言えるだろう。 は真摯なものである、と述べている。もっとも、F. & F. 事件のように、宗教性自体を否定する判例もあるがこれは 的な宗教教義であっても、それが日常の生活を拘束するものであるとの理解に基づいた生活を営んでいる場合、それ 真摯性は前提とされていると考えてよい。ホームスクールの支援者である Klicka は、宗教の真摯性について、 れを法廷が判断することは適切ではない、との配慮が働いたものと考えられる。従って、多くの事件において宗教的 ものの定義の問題ではなく、その宗教に対する真摯性の問題は、まさに各人の内心における事実上の問題であり、こ 判所は宗教の真摯性を問題としない理由として、法廷は聖書の解釈の判断者たりえないことを示している。宗教その あるかどうかを判断することの困難さにあると考えられる。例えば、Murphy 事件において、連邦第八巡回区控訴裁 の宗教的信念が真摯なものであるかどうか、である。この点について言及するものは少ない。それは、真摯なもので Yoder テストを用いた場合、検討しなければならない点がいくつかある。第一に、州によって規制されている親

次に、その宗教活動が、州の規制により、何らかの負担を強いられているかどうか。一般には、この負担とは州の

るが、これを認めなかった事例もある。例えば、Burrow 判決、Jernigan 判決、Shaver 判決については、親の宗教 各判決は一致していると言ってよい。すなわち、やむにやまれぬ利益を州は有している、というのである。 を認めるかどうかの分岐点となっているといえる。 う点についてはどの事例も変わりはない。宗教的負担の程度をどの程度にまで拡大するか、ということが宗教的負担 の点、Shaver 判決では現実的な負担のみを対象としている。いずれにせよ、宗教的負担の立証が親側にある、とい とから、刑罰を科すなどの現実的な負担のみならず、心理的負担をもその射程に含めているようにも読み取れる。こ 宗教的負担を課されている、と判断しており、人の法と神の法との間のジレンマは宗教的負担である、としているこ DeJonge 判決判決においては、宗教的信念を理由として強制、抑圧、苦痛などが生じていることの証明があれば、 ては Jernigan 判決が挙げられる。それ以外については凡そ宗教的信念に対する負担を認定しているものと解される。 の密接な関連性を有しない、とするものとに分類される。前者としては、Burrow 判決、Shaver 判決が、後者とし 負担の立証を親側に課し、その上でその立証を為し得ていないとして否定するものと、主張それ自体が宗教的信念と 的信念に対する負担、ないし宗教的信念の侵害を否定する。この場合、宗教的負担とならない理由としては、宗教的 は神の法(規律)を遵守するべきか、その選択を迫られるような場合である。Yoder 判決はこの負担を肯定してい 規制に従うことが事故の宗教的信念に反することになる場合を指している。すなわち、法を遵守するべきか、あるい では、宗教的負担が認められるとして、次にやむにやまれぬ利益を州は有しているのかどうか。この点については

の利益は一貫して合衆国最高裁も認めており、Yoder 判決も例外ではない。しかも、これは州の様々な諸利益の中 上の利益とは、現代社会において政治的・経済的に十分に自立・自活することのできる市民を育てることにあり、こ

九一(一一六五

Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について

は、全く疑いの余地なく認められている。そして、その目的を達成するための手段として、様々な規制形態が設けら でも最上位の地位にあるものとして理解されている。従って、ホームスクールの各事例においても、この点について

ただ、多くの事例において見られる点は、州の規制に対する宗教活動の自由を主張する際、宗教活動の自由の実体に 問題は、その目的を達成するための手段としてその規制が最小限度のものといえるかどうか、ということである。

リアーできるかどうかという場面で問われる場合とに分けられる。これは、いずれか一方のみの主張ではなく、いず 必要最小限の規制か否か、という場面で問われているものとそれとは別個に、その規制が漠然ゆえに無効の理論をク のように多様であり、これらの規制の合憲性が争われることが多い。この場合、やむにやまれぬ利益テストにおける、 スクールが認められており、ホームスクールを認めるための要件が各州法において定められている。この要件は上述 関する議論と同様に、州の規制プロセスに対する自由の主張が伴われている点である。現在多くの州においてホーム(低)

証要件を必要最小限の規制であるとの判断を下しており、Shaver 判決では、教派学校として扱われる際の教員資格 育目的達成の手段として学力達成テストを必要最小限の規制である、と判示し、また、Patzer 判決では、教員の認 の事例の場合、各判例はほぼ一貫して、必要最小限の規制であるとの認定を行っている。Murphy 判決では、州の教 れの主張も同時に為されている場合が多い。後者の事例としては Burrow 判決、Ellis 判決など多数見られる。前者(4)

脅かし、やむにやまれぬ利益にとって必要不可欠であることを州側が立証しなければならないことを明示する。その

を否定する判決としては DeJonge 判決が挙げられる。この事例においては、その規制を免除することが州の利益を 要件について、従うべき最小限の基準であると判示している。一方、教員の資格要件が必要最小限の規制であること

その場合、別の規制手段が用いられている可能性もあるのである。しかも困難なことに、最小限度の規制である、と 要最小限の規制ではない、と主張する者もあり、また DeJonge 判決の構成もこれに基づいているといえるのだが(48) る。従って、このことから、各種存在する規制のどれが必要最小限の規制であるか、ということを判断することは極 先述の通りだが、これを達成することは不可能であると、ある判決によって示された規制が、別の事例においては、 限度の規制であることを認定する。しかし、皮肉なことに、州の目的、これはどの事例においても同じであることは 制とは言えない、と判示する。しかし、多くは他の規制手段では州の目的は達成できない、として現行の規制は最小 るかどうかが問題とされるものと思われる。 いと判断することが果たして可能なのか、問題も多い。従って、今後はこの各州の規制要件が必要最小限のものであいと判断することが果たして可能なのか、問題も多い。従って、今後はこの各州の規制要件が必要最小限のものであ を受けた子どもが社会に参加したとして、その子どもの学力テストの成績が悪かった場合、それは善き市民たりえな うかを判断することができず、さらにいえば、何を(どの科目を)テストするのか、そして、ホームスクールで教育 る。Shaver 判決では教員要件が、不十分なものであるということを認めた上で他の手段では州の利益は達成できな 目的達成のために必要な最小限度の規制であり、他の手段では達成されることはできない、と判断されているのであ い、としている。一方学力テストについても、テストの結果が明かになるまではホームスクールが機能しているかど したとしても、それが州の目的を達成させるための手段としては完全なものではないということを認めている点であ めて困難であろう。ある規制が必要最小限かどうかを判断する際、他の州において用いられていない場合、それは必

また、漠然性ゆえに無効の理論と関連して問題とされる規制手段は、ホームスクールの教育課程、もしくは教員の

九三(一一六七)

Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について

上で州はその立証を為し得ていない、として、かつ資格要件を他の州が課していない現状を考慮した上で最小限の規

反などにより、起訴された場合、通常一般人がその規定をもって合法な行為と違法な行為とを間違いなく判断し得る ばあい、義務就学法の定める「私立学校」の範囲が問題となる場合などかある。これらの事例の場合、義務就学法違 内容を問題とする要件で、質的条件を課しているものである。例えば、上記 Ellis 事件のように、ホームスクールの 教育内容に対して、「実質的に同等である」ことを課すか、あるいは、ホームスクールを私立学校という名目で行う

校」とは何を指すのか、という点を明確にする規定が存在しない、として漠然ゆえに違憲とする判例も存在する。こ(エスク 程度に明確であるかどうかという点に基づき、「実質的に同等」を定義する規定は存在しない、あるいは、「私立学 が採られることになり、従って、修正第五条ないし修正第十四条の問題として取り上げられる事例が少なくない。 れらの場合(教員資格などの形式的要件の場合もそうであるが、とりわけ)、多くは違反した場合、刑事起訴の手続

- Christopher J. Klicka, The Right to HOME SCHOOL (1995), at 156 Patricia M. Lines, Private Education Alternatives and State Regulation, 12 Journal of Law & Education 189, 190
- 信頼の低下も大きな理由となっている。*Id.* at 1-8. Klicka, Id. preface at xiii. 例えば、薬物、性的モラルの低下、暴力などが挙げられている。また、公立学校教師に対する
- 4 F. & F. v. Duval County, 273 So. 2d 15 (Fla 1973).
- 5 Id. at 16-18.
- 7 6 State v. Shaver, 294 N. W. 2d 883 (N. D. 1980) Id. at 890-891
- 8 Id. at 893-895
- 9 Id. at 896-898

10

Id. at 899-900

- Jernigan v. State, 412 So. 2d. 1242 (Ala. Cr. App. 1982)

- 12 Id. at 1244-1245
- Id. at 1245-1247
- 14 Burrow v. State, 669 S. W. 2d 441 (Ark. 1984).

Ark. Stat. Ann. § 80-1502. Id. at 442

- 13

15

<u>17</u> 16 Id. at 443-444

Id. at 443.

- 18 Ellis v. O'hara, 612 F. Supp. 379 (D. C. Mo 1985).
- 19 Id. at 379-380.

20

Id. at 380-381

- 21 State v. Patzer, 382 N. W. 2d 631 (N. D. 1986)
- 22 Id. at 633-634.
- 24 も思想的ないし哲学的信念に基づくものであると判断したものとに分かれている。Id. at 635, n3 但し、判決の脚注3によれば、原審においては、親の宗教的真摯性についてこれを認めたものと、宗教的信念というより Id. at 635-636

25

Id. at 636-637.

- 26 にないことなどを挙げている。*Id.* at 638 その理由として、テスト要件の場合、学期終了までホームスクールにおいて生じている問題・欠陥について知り得る状態
- 28 27 Murphy v. State of Ark, 852 F. 2d 1039 (8th Cir. 1988). Id. at 638-639.

29

Id. at 1040-1041.

- 30 なお、宗教に対する真摯性について、裁判所はその信念の受容性、論理性、一貫性、包含性によって決定されることはな Id. at 1041.
- い、と述べている。というのも、法廷は聖書の解釈の判断者たりえないからである(Ibid. n2)。従って、本件においても Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について 一九五 (一一六九)

Murphy の宗教的信念の真摯性についてはひろくこれを認めたものだということができるだろう。この考え方に沿えば、宗 教的真摯性は、世俗的でないものについては認められることにもなりそうである。 Brown v. Board of Education, 347 U. S. 483, 74 S. Ct. 686, 98 L. Ed 873 (1954).

Fellowship Baptist Church v. Benton, 815 F. 2d 485 (8th Cir. 1987)

33 32

Id. at 1041-1042

- している。 Murphy, Id. at 1042-1043. 因みに、その他の点においても憲法違反は生じないとして、同州法の規定を合憲であると判断
- 36 People v. DeJonge, 501 N. W. 2d 127 (Mich. 1993)
- Id. at 133-135.

Id. at 135-137

- るものと言える、と述べている。 Id. at 141, n49. いるが、アラバマ州では教会学校に対しては資格要件を課しておらず、本件の事例はむしろアラバマ州の教会学校に類似す なお、判決の脚注铅によれば、この時点で、ミシガン州ほかカリフォルニア州、アラバマ州において資格要件が課されて
- Id. at 141-144 E. Vance Randhall, Religious Schools in America, Thomas C. Hunt, James C. Carper, Religion and Schooling in Contem-

<u>40</u>

Id. at 137-141.

- 43 porary America: Confronting Our Cultural Pluralism (1997), at 97 E. Vance Randhall, Ibid.
- 44 Ira C. Lupu, Home Education, Religious Liberty, and the Seraration of Powers, 67 Boston University Law Review 971, 976.
- 46 45 Lupu, Ibid. Klicka, Id. 54-56.
- 漠然ゆえに無効とされたものは意外と多いが (後掲註5)、この点については別稿に譲る。

Klicka, Id. 60

とホームスクールとの間で異なった要件を課すことになり、平等保護違反の問題が生じている、と述べている。 員資格などの認証要件についても、私立学校においてはそのような要件が課されていない場合が多く、その場合、私立学校 Kara T. Burgess, he Constitutionality of Home Education Statutes, 55 UMKC Law Review 69. at 81. また、筆者は、教

上記 Ellis 事件のほか、Roemhild v. State, 308 S. E. 2d 154 (Ga. 1983), State v. Popanz, 332 N. W. 2d 750 (Wis. 1983)

学校としての名簿に名前を掲載しなかったため、その学校に通わせてた親が義務就学法違反によって起訴された事例である。 Roemhild 事件は、三人の子どもを親が管理運営する私立学校の形式を採った家庭において教育していたところ、七歳から いずれの場合も、私立学校についての明確なガイドラインがなく、私立学校の用語の範囲が曖昧で、漠然としており違憲で ある。Popanz 事件は、ある宗派の運営する学校に対して、地方学校区行政官が独自の要件を設けて、その学校を非公立系 十六歳の子どもを公立ないし私立学校に通わせなければならないとする同州義務就学法に違反するとして起訴された事例で

## 四、まとめにかえて

ある、と判断されている。

## 以上、Yoder 判決において提示されたテストを用いてホームスクールの事例を判断した州裁判所、連邦下級裁判

1.残された問題

負担を過度に限定するのは、Yoder の事例を殊更に例外であることを強調するあまりのことであり、このことから、 ある。これらは結局は Yoder 判決の特殊性を強調することから生じているように思われる。とりわけ、親の宗教的 ており、しかもその認定については様々な場合があり、相互に矛盾する結論を導き出しているものさえ見られるので 庭で教育を行う親の権利について、やむにやまれぬ利益テストを用いているにもかかわらず、それぞれ結論が異なっ 所の事例を検討してみた。それぞれの各事例の多少の違いはあるが、大きな争点としての、宗教的信念に基づいて家

Home School と合衆国憲法修正第一条との関連について

第四八巻 第五・六合併号

やむにやまれぬ利益テストは宗教上の理由からホームスクールを選択した親にとってはそれほど有利な切り札とはな

りえていないのである。

年に入り、Smith 判決によって否定されることになるが、その後、議会は九三年に信教の自由回復法 残された問題として三点挙げる。第一に、Yoder 判決で提示されたやむにやまれぬ利益テストはその後一九九○

宗教活動の自由と、それに基づく子どもに宗教的教育を行う親の権利である。従って、子どもの権利について争われ れている。従って、今後ホームスクールの事例における審査基準もどのように展開していくのか見守る必要がある。 ろうとするこの歴史的皮肉はさらに皮肉なことに九七年に同法が議法の権限を逸脱したものである、との判決が下さ Freedom Restoration Act)を制定し、やむにやまれぬ利益テストの復活を目論む。宗教的自由を守るための措置と して修正第一条は議会を拘束していたが、合衆国最高裁を拘束するために連邦議会が法律を制定して宗教的自由を守 第二に、これらのホームスクールに関する事例が争われた場合、そのほとんどにおいて争点とされているのは親の

するが、必ずしもそうとは言い切れない場合もあるだろう。Yoder 事件においては三人の AMISH の子どもが義務 ており、Stewart 判事、White 判事の同意意見の中でも、子どもの宗教的信念の問題について、あるいは子どもの将 ホームスクールの事例においても子どもの意思を考慮するものは見られない。しかし、このような場合でも、子ども 教育の免除の対象とされた。しかし、そのうちの二人については子どもの意思の確認が為されていない。その後の べきかは検討の余地がある。ホームスクールの支持者の多くは、親は子どものための最善の行動をとることを前提と 来的選択について問題を提起している。子どもの選択が親と異なった場合、それでも親の宗教的教育の自由を保護す ることはほとんどない。Yoder 判決でも、子どもの問題について触れられていないことを Douglas 判事は問題とし

定められている子どもの意見表明権が参考になろう。とすれば、今までの対立構図は考え直す必要があるかもしれな で捉え直す必要があるのではないか。親と子どもが意見を同じくする場合もあれば州と子どもの利害が一致する場合 に対しその意思の確認を取ることが今後求められるべきであろう。この点で言えば、子どもの権利条約の第十二条に い。従来ホームスクールの対立構図は、「州対親」の構図を取っていたが、今後は、「州対親対子ども」の三者の関係 あるいは州と親とが利害が一致し、子どもの意見と対立することも有り得る。

排除することが認められる、という主張は Yoder 判決においても、他の事例においても見られるものではなく、 規制は一切排除されるべきだとするのがホームスクールの本質にあるはずである。しかし、そのような一切の規制を 性が争われる際に、必要最小限度の規制であるかどうかがクローズアップされるのだが、本来であれば、そのような 管理のもとにある公教育の一つの選択肢として機能しているのではなかろうか。ゆえにその許可要件についての合憲 る。これはアメリカ教育の歴史的背景から言えるだろう。しかし、現在の法システムにおいては公権力のなんらかの 認可要件が問題とされつつある。しかし、ホームスクールに対する根本的概念は公教育からの離脱であると考えられ 組み込まれ、公教育制度の枠組における選択肢の一つとして、機能していると言うことができるようにも思われるの の監督権限を前提として議論されているといえる。従って宗教上の理由に基づくホームスクールは公教育制度の中に 最後に、アメリカにおいてはホームスクールはもはや法制度上、ほぼ認められているという点について、現在その

2. 日本去への示

替手段の有効性は必要最小限度の規制手段の認定であると考えることができ、この意味では、Yoder 判決で提示さ 除に関する事例であれば、日曜授業参観訴訟、剣道拒否訴訟などがこの例に該当する。とりわけ、剣道拒否訴訟にお(6) れたやむにやまれぬ利益テストを取り入れたものということができるだろう。 ける剣道実技への参加を拒否する理由が、被上告人の信仰の核心部分と密接に関連する真摯なものであるという判旨 認める法律は存在せず、ホームスクールの権利が全面に扱われるような事例もない。しかし、部分的な義務教育の免 最後に、我が国における問題について示唆のみを行っておく。言うまでもなく、我が国においてホームスクールを 剣道実技という教育課程内における義務が、宗教的信念に対する過度の負担として認定され、レポートなどの代

して不可能ではないのではなかろうか。もちろん、その際には法の整備が必要であり、公権力による監視手段につい の本質を宗教的な私事性に見いだすことができないとしても、公教育の選択肢の一つとして取り入れることならば決 いては公教育の選択肢の一つとして、私立学校を選択する自由とほぼ同じ意味合いを持つに留まりつつある。 また、我が国においてホームスクールを導入し得る余地について、前述のとおり、ホームスクールはアメリカにお アメリカと同様、その規制が必要最小限度のものであるかどうかが問題とされるべきであろう。

- Employment Division Department of Human Resources v. Smith, 110 S. Ct. 1595 (1990)
- 士館大学政経論叢一○一号(一九九七)二八頁。 | 佐藤圭一「アメリカ合衆国憲法『宗教条項』に関する判例理論の展開―連邦最高裁による解釈の変遷を中心として―」國
- (m) City of Boerne v. Flore, 117S. Ct. 2157 (1997).
- (4) Klicka, The Right to HOME SCHOOL (1995), at 40-43.

二〇一 (一一七五)

(6) 最判平八年三月八日 民集五〇巻三号四六九頁。(5) 東京地判昭六一年三月二〇日 行集三七巻三号三 東京地判昭六一年三月二〇日(行集三七巻三号三四七頁。